

1 財政について

(1) これまで広島市はシーリングによる予算カットを行ってきたが、平成28年度の状況はどうか

平成24年度以降、当初予算編成に当たっては、選択と集中の考え方のもと、全庁的観点から優先順位をつけ、順位の高いものから着実に進めていく必要があること。また、全ての事務・事業についてゼロベースに立ち返り、徹底した見直しを行う必要があることなどから、全庁一律の予算要求基準を設定し、予算要求額に一定の制限を設けるという手法は採用しておりません。

(2) それから2点目が、市債の御質問の中で、臨時財政対策債の発行額が平成22年度から大きくふえ、23年度から300億円を超えていると、増大している理由は何か

臨時財政対策債は、本来地方交付税で措置されるべき地方の財源不足について、その原資を補うために各自治体が国の同意を得て発行するのですが、平成20年秋のリーマンショック以降、景気の急速な落ち込みにより、法人税や所得税などの地方交付税の原資が大きく減少したことなどから、その発行額が全国的に増大したものであり、本市も同様に発行額が増大したところです。

また、これに加え、平成22年度以降は発行額について、各自治体の人口規模に応じて算出する方式から各団体の財政力の高さに応じて算出する方式に改められていったこともあり、財政力の比較的高い本市の発行額が増大をしたものです。

2 人事委員会勧告について

(1) 人事委員会から勧告があったにもかかわらず、今議会への給与改定議案の提出を見送ったのはなぜか

地方公務員法では、地方公務員の給与は民間事業の従事者の給与等とともに、国や他の地方公共団体の職員の給与も考慮して定めなければならないこととされております。

職員の給与改定については、この地方公務員法の均衡の原則に従い、国家公務員の給与改定に係る給与法改正や、他都市の給与改定の状況を踏まえて行うべきであると考えております。

現時点では、国家公務員の給与改定に係る給与法が改正されておらず、本市職員の給与改定についての重要な判断材料を欠くため、今議会への給与改定に係る議案の提出を見送ることにいたしました。

なお、12月4日付で総務副大臣から地方公共団体における職員の給与改定は、国における給与法の改正を待って行うべきものであり、国に先行して行うことのないようにすべき旨の技術的助言がなされております。

(2) 前年調査した民間事業所と今回調査した民間事業所はどのぐらい重複しているか

職種別民間給与実態調査の調査対象事業所は、企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所を、組織、規模、産業により 16 層に層化し、これらの層から無作為に抽出しております。

このため、調査事業所が前年と重複する場合があります。ことしは 563 の事業所から抽出した 156 事業所を調査いたしました。このうち昨年も調査した事業所は 48 事業所です。

(3) 給与制度の総合的見直しで、高齢層職員の給与水準が民間より高い傾向にあるとされているが、どの年齢層が高いのか

厚生労働省の賃金構造基本統計調査による民間事業所の平均賃金に基づく給与カーブと本市の行政職給料表適用職員の平均給与に基づく給与カーブを比較したところ、民間においては 50 歳以降のカーブが緩やかになっているのに対し、本市の場合は 50 歳以降も上昇が続き、民間よりも高くなっていく傾向がありました。

(4) 今回の勧告は、月例給において 0.24% の引き上げとなっているが、本市の財政状況を鑑みることはしないのか

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員法に基づき、給与等の職員の勤務条件について、民間準拠を基本に国及び他の地方公共団体の職員の給与水準等を考慮して、講じるべき措置等について報告及び勧告を行うこととされているものです。

このような給与勧告制度においては、財政状況については勧告を受けることとなる市において考慮するかどうか判断されることとされております。

(5) ボーナスについて、民間が上回っているのは 0.09 月だが、なぜ 0.1 月引き上げなのか、民間を上回ることにならないのか

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給状況については、年間の平均は 4.19 月分となっております。

一方、本市の現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は 4.10 月となっており、民間に比べ 0.09 月下回っている月数の小数点第 2 位を切り上げ、本人事委員会は期末・勤勉手当の年間支給割合を 0.10 月分引き上げることと勧告いたしました。

国においては、期末・勤勉手当の支給について 0.05 月単位を基本とした制度設計で運用されており、地方公共団体もこれに準じております。

こうしたことに鑑みまして、円滑な運用が図れるよう、人事院や他の人事委員会においても 0.05 月単位で改定を勧告しており、本人事委員会も同様のルールに基づいて勧告しているものです。

こうしたルールに基づいた結果、今年度は民間の支給割合に比べて 0.01 月分上回る支給割合の勧告となりましたが、昨年度は民間の支給割合に比べて 0.01 月分下回る支給割合を勧告しており、必ずしも民間を上回ることにはなりません。

3 安佐市民病院跡地活用検討協議会の進め方

(1) <市長> 協議会の役割及び市の取り組み姿勢について

安佐市民病院の主要な機能が移転することにより生じることになる跡地については、現在の病院周辺地域が衰退するものではないのかという住民の方々の不安を払しょくすることはもとより、地域の魅力を一層向上させ、地域が今以上に元気になるような活用策を検討するということにしております。

また、この活用策は、できれば可部地域だけでなく、白木、高陽、安佐地域の住民、さらには、周辺の県北西部の市町の住民にもその効果が及び、地域全体の発展に寄与するようなものにしたいと考えております。

この協議会は、こうした考え方を前提にしつつも、地域の代表者の意見をしっかりと取り入れて、地元住民にとって納得度の高い活用策が作成できるようにするために設置したものであります。

また、先日開催した第1回目の協議会において、委員から民間事業者が参画する活用策も想定してはといった発言もあったことから、民間活力の導入についても視野に入れて検討する必要があると考えております。

したがって、跡地活用に当たっては、今後の協議会における意見を踏まえながら、導入する機能や施設が地元住民にとって納得度の高いもので、地域の発展に確実に寄与するものとなるようになることが重要であると考えております。市としての財政的制約は考慮しつつも、必要な事業費を可能な限り確保する覚悟で取り組んでいこうと考えております。

その他の御質問については、関係局長から答弁いたします。

(2) 安佐市民病院跡地活用検討協議会の委員をどのように決めたか、一般の住民や若者の参加は検討しなかったのか

先ほど、市長が御答弁いたしましたように、この協議会は跡地の活用方針案が地域にとって納得度の高いものになるよう、地域の代表者の御意見をお聞きするために設置したものです。したがって、委員にはまずは地域の実情に詳しく、安佐北区全体のまちづくりを実践されておられる安佐北区コミュニティ交流協議会の会長、副会長、5名の方を選任いたしました。これに加えまして、病院周辺地域の意見をお聞きするため、可部地域町内会自治会連絡協議会にお願いし、推薦をいただいた2名の方を選任したものでございます。

4 生活保護過払い金について

(1) 生活保護の過払い金はどのような場合に発生するのか、これを発生させないための対策はどうのに行っているか

生活保護の過払い金は、生活保護費を必要な額よりも多く支給した場合等に発生するもので、例えば、生活保護受給者が年金をさかのぼって受給した場合や、他の収入についての申告をす

ることなく生活保護費を受給した場合などに生じます。

過払い金の中には、年金の遡及受給など制度上やむを得ず生じるものもありますが、不正受給などによって生じる過払い金を発生させないためには、福祉事務所が生活保護受給者の資産や収入を正確に把握することが重要となります。

このため、福祉事務所のケースワーカーが隨時、生活保護を受給している世帯に対し、収入の届け出義務があることや、収入申告額が市民税課税資料の額と一致しているかどうかを確認する課税調査を実施する旨を面談等により説明し、正確な収入申告を指導しております。

また、年金の受給資格の有無、額を確認する年金調査等により収入状況の把握に努めています。

(2) 平成 26 年度の返還金等の調定額、収納額、未収金額及び不納欠損額は幾らか。それと、委任払いを中止することによって未収金が増加することが懸念されるが、その対応はどのように行うのか

平成 26 年度の返還金等の調定額は約 15 億 3510 万円、収納額が約 4 億 2530 万円、未収金額が約 9 億 6680 万円、不納欠損額が約 1 億 4300 万円です。

生活保護法で相殺が認められており不正受給に基づく徴収金を除き、これまで委任払いによって返還金等を納付していただいた方は、平成 27 年 12 月から納付書で納めていただくこととなりました。

このため、未収金がふえる事態も予想されますが、まずは返還金等を発生させないことが重要であるとの認識のもと、今後、生活保護受給者への正確な収入申告の徹底や、その生活実態の把握に一層努めてまいります。

また、委任払いの手続につきましては、生活保護受給者との合意によって行ってきたものであり、生活保護受給者にとっても納付手続を省略できるメリットがあること、事務手続の観点からも合理的かつ効率的であることから、委任払いが可能とされている費用の中に返還金等が含まれるよう、政令改正を厚生労働省に対して要望していきたいと考えております。

5 流川の火災を受けた対応について

(1) 一つ目の連絡会はどのような関係機関で構成し、どのように連携をとっていくとしているのか

消防局と建築部局では、連携に関する連絡会を設置し、消防局が立入検査で把握した建築物の状況を建築部局に通報するなど、情報の共有化を図っております。

このたびの火災を受け、建築物に対して適切な指導を行うためには、両部局だけではなく、建築物に関する許認可部局等が有する情報をも含め、情報共有することがますもって重要なと考えております。

このため、この連絡会に新たに飲食店営業、旅館業や風俗営業などを所管する部局等を加えることとしております。

このような部局等が許認可を行うに当たり入手した情報と消防局や建築部局が立入検査の際に把握した情報を相互に交換、共有することにより、建築物の利用実態や法令への適合状況を早期に把握し、立入検査などの際に有効に活用して、建築物に対する適切な指導を行っていきたいと考えております。

これに加え、建築物の所有者の意識啓発に努めるため、消防局と建築部局と合同で所有者にチラシを配布するなどにより、防火・防災意識の高揚及び法令遵守の徹底を図ることとしていますが、許認可部局等からもこのチラシを事業者に配布するよう協議してまいります。

こうした情報共有と連携強化によって、建築物の安全確保に向けて、より効果的な指導を行ってまいります。

(2) 立入検査をどのような体制、頻度で行い、どのくらい是正されているのか

建築物の所有者等には、消防法令を遵守して適切な防火管理を行い、利用者の安全を守る責務がありますが、所有者等が消防法令に精通していないことや、遵法意識に乏しいことなどにより、建築物の適切な防火管理が行われていない場合があります。

このため、消防局では定期的に立入検査を実施して、防火管理体制や消防用設備等の状況を確認し、法令に違反している場合には是正を指導しております。

立入検査は、消防用設備等の設置が義務づけられている建築物及び危険物施設、約4万2000件を対象としており、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設などのほか、不特定多数の人が利用する建築物で、一定規模以上のものやガソリンスタンドなど、約7,000件については毎年、その他の約3万5000件については3年ごとに実施することを基本として、各消防署の職員が建築物の規模やこれまでの指導状況等に応じて、1名または2名で行っております。

平成26年度には、1万8695件の建築物等を対象として、延べ2万5511回の立入検査を実施しております。その結果、違反を確認したものが7,099件であり、このうちこれまでに3,960件で違反が是正され、991件で違反の一部が是正をされております。

(3) 違反がないものについて何か利用者に知らせる方法をとっているのか

建築物に消防法違反がないことを利用者等に知らせる方法としては、まず消防法に基づく防火対象物の点検、報告の制度の中で、所有者等が建築物の防火管理状況について法令に義務づけられた点検を行い、防火基準に適合している場合に、そのことを所有者等が自主的に建築物に表示することが認められております。

対象となるのは、不特定多数の人が利用する大規模な建築物などで、11月末現在、対象となる1,663件のうち、基準に適合しているものは832件ございます。

また、平成24年の福山市のホテル火災を受けて、防火・防災管理上の一定の基準に適合しているホテル、旅館等を認定し、基準に適合していることを示す表示マークを交付して建築物

に掲示するとともに、名称や所在地等をホームページで公表する制度を平成26年8月から開始したところであり、これまでに41件を認定し、公表しております。

なお、自動火災報知設備が未設置など、重大な消防法令違反のある不特定多数の人が利用する飲食店や物販店などの建築物について、その名称、所在地及び違反内容をホームページ等で公表する制度を平成26年8月から開始しており、これまで28件を公表しております。

6 県費教員の広島市への移譲について

(1) 移譲について、29年の移譲に向けて進捗状況はどうか。財源の確保など、事務的な作業はどのように進んでいるのか

平成29年4月を目指し、広島県から本市へ県費負担教職員に係る権限が移譲されることとなるため、新制度移行までに今後の教育の充実に向けた検討、移譲に伴い必要となる財源の確保、勤務条件に関する条例の整備など、必要な準備を遗漏なく行う必要があります。

現在、関係部局と協議、調整を行いながら、人事・給与等に関するシステムの構築や勤務条件に関する制度の検討などを進めているところです。

また、移譲に係る財源の確保につきましては、所要額全額を国において適切かつ確実に措置するよう、指定都市による国の施策及び予算に関する提案など、あらゆる機会を捉えて要請しております、今後とも国に対して強く働きかけてまいります。

(2) 制度がスタートすることにより、学級編制に関する権限の移譲など、市として移譲のメリットをどのように活用しようと考えているのか

県費負担教職員に係る権限の移譲により学校の設置者である本市が、学級編制基準や教職員の配当基準、配当数を独自に決定することが可能となります。

これらの権限を十分に活用して、学校における教職員の組織体制の強化を図り、個に応じた指導の充実、いじめや不登校への対応、教員が子供と向き合う時間の確保など、本市の学校教育上の課題解決に向け、より一層取り組んでいきたいと考えております。

最後に、教員の採用など、県教育委員会との連携はどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

現在、県の教育委員会と連携して、教員の人事交流や研修及び教員採用試験の共同実施に取り組んでおります。

権限移譲後は、人事交流や研修については教員の資質向上を図るために、これまでと同様に取り組みを進めていきたいと考えております。

また、教員の採用についても、優秀な人材を確保するという観点に立って、県教育委員会と協議を進めながら、今後の採用試験のあり方について検討していきたいと考えております。

〈再質問〉

教育委員会は今デリケートなときだと思いますので、これ以上質問しませんけれども、頑張って交渉していただきたいというふうに思います。

それから、生活保護ですけれども、御答弁のとおりでよろしいと思います。ケースワーカーがきちんと仕事をこれまで以上にしていくということと、それから、私も委任払いがそれほどいけないというふうには思いませんので、制度改正をきちんと求めていくということは大切だろうというふうに思いますけれども、まずはこの過払い金の金額の多さです。未収金が9億6000万円、これは仮に1人100万円としましたら、1,000人分です。このうち5年後には時効になって、1億5000万円が不納欠損になっていくわけです。こういった金額の多さというものを、やっぱり、もし納税者が知ったときにはなかなか納得のいくことではないというふうに思います。

この不納欠損の額は、5年分、10年分、15年分というふうに、やはり職員がきちんと把握をしておくということが大事だというふうに思います。やっぱり自分たちのお金としてきちんと、過払い金をきちんと徴収するということをしっかりと進めてもらいたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それから、財政ですけれども、一律のシーリングはよくないということで、選択と集中の考え方で優先順位をつけて、優先度の高いものから着実に行うという御答弁なんですけれども、着実にこれをやっていくことであればよろしいと思いますが、なかなかファジーなところも多いので、優先順位の判断というものをどのようにしていくのか、誰がしていくのか、再度お答えをお願いいたします。

それから、安佐市民病院の跡地活用なんですけれども、御答弁では、地域にとって納得度の高いものとなるよう、地域の代表者の御意見をお聞きするために設置したものですが、今お答えになられましたよね。端的に言えば、町内会長さんの意見を聞く会というふうにもとれるわけです。お答えはなかったですけれども、一般の方とか若い方を参加させる考えは初めからなかったのかなというふうにもとれます。

町内会長さん、始まったばかりですので、地域の方が一生懸命話をされておりますので、意見もちょっと遠慮するところもございますけども、ただ、町内会長さんが全ての地域の意見を把握しているわけではありませんから、そんなふうな捉え方をしておられるのかというふうにも思います。

質問としては、町内会長の意見を聞いていたら、それが地域住民の意見全てを聞いたという、そういう認識でおられるのかということと、やはり、住民の納得度の高いものをするとなったときには、やっぱり住民の意見を普通には直接に聞く、一般的の市民の意見を聞くということを普通にはするわけです。そういうことを今後されることはないのか、お答えください。

〈再質問 答弁〉

(1) 財政についてのシーリングに関して優先順位をどうするかというお尋ねがありました。

お答えの前に一つ誤解のないように申し上げておきますと、財政が厳しいからシーリングをかける、かけないということではなくて、シーリングというのは予算編成の一手法でございます。したがって、要求の段階で各局がワンクッション入れて絞るか、全部出てきた

ものを最終的な予算編成の中で財政局が全て絞っていくかという違いでございますので、どっちの方法をとるにしても、優先順位づけということでは同じことになってまいります。そこで、優先順位づけについて、一体誰がどう決めるのかということですけれども、予算化に当たっての優先順位づけということは、予算編成においてはまず財政局において、課長レベル、局長レベルで査定をし、最終的には市長のもとでの市長査定という段取りで決めてまいります。

したがって、予算編成過程における優先順位づけは、そうした予算編成過程の中でやってまいります。

(2) 今回、第1回の跡地利用協議会、地元でやらせていただきましたけれども、この協議会の中で意見がいろいろ出された中で、委員の方々もやはり地域に持ち帰って、地域の意見を聞いて、またこの場面で議論をしようというような発言があったかというふうに聞いております。

委員の方も、御自分、委員の個人のお立場だけではなくて、そうした若い方、地域におられるいろんな方の意見を聞いた上で、この協議会の中にその意見を反映していこうということで、そういう発言をされたものだと思います。

こうした議論をこれからしっかりやつていただければというふうに期待しているところでございます。

〈再再質問〉

企画総務局長、直接住民の方々に意見を聞く、パブリックコメントを求めるとかということをされるのかどうか、そこがちょっと漏れていたと思いますので、お答えください。

◎岡村清治 企画総務局長 現在、この協議会で跡地利用についての議論が始まったばかりでございます。この協議会でいろんな意見が培われて、そうした中で、跡地利用についての方向性が少しずつ整理されてくるのではないかと思います。

この跡地利用は最終的な形では市のほうが取りまとめていくということになろうと思いますけれども、そういった過程の中で、今議員が御指摘のあったような市民意見を募集するということが必要となれば、そういうこともまたその時点で検討したいと思います。

以上でございます。